

## 議事要旨(1) 特別目的会社専門委員会における検討状況について

冒頭、新井副委員長（専門委員長）より、特別目的会社専門委員会において、IFRS 第 10 号における潜在的議決権の取扱いについて日本基準と比較しての異同点や、仮に IFRS の考え方を導入した場合の影響についての検討を行っている旨の説明がなされ、吉岡研究員より、審議事項(1)に基づいて、具体的な説明が行われた。

委員などからの主な発言内容は以下のとおりである。

ある委員より、日本においては、連結グループとして戦略共有を行う際に潜在的議決権についても何らかの対応が図られており、支配の判定時に潜在的議決権を考慮するニーズは乏しいとの意見があった。また、行使するか定かでない潜在的議決権を支配の判定に考慮することに違和感がある旨及び実務上考慮することが難しい旨の意見があった。併せて、当事者が潜在的議決権の保有を通じて裁量を持つような場合はありうるのかとの質問があった。これに対して、事務局より、IASB における議論において、赤字会社に対して新株予約権を保有し、赤字が解消された時点で株式に転換し子会社化するような場合があると指摘されていた旨の回答があった。

ある委員より、これまで日本において潜在的議決権を支配の判定に際して考慮してこなかったことの背景について質問があった。これに対して、事務局より、日本においては金融機関の再生案件などを除けば、該当する事例が少なかったこともあるが、引き続き検討していきたい旨の回答があった。また、潜在的議決権について現在行使可能であれば支配の考慮要因となるという IAS 第 27 号の取扱いが不明瞭であるとの指摘を受けて、IFRS 第 10 号では実質的な権利であれば支配の考慮要因となると変更されたが、特別目的会社専門委員会ではそれでも実務上機能するのかという懐疑的な意見が聞かれており、今後 IFRS 第 10 号が実務においてどのように取り扱われるのか注視していく必要がある旨の回答があった。

以 上